

個人住民税特別徴収制度 Q&A

Q1 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。何か制度が変わったのですか。

A1

制度が変わったわけではなく地方税法では、原則として、所得税の源泉徴収義務のある事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。(地方税法第321条の3、第321条の4等および各市町の税条例の規定)

なお原則所得税の源泉徴収義務は、2人以下の家事使用人を雇用する場合を除くすべての給与支払者にあります。(所得税法第183条、第184条)

平成28年度より滋賀県と県内全19市町では、法令遵守の観点から個人住民税の特別徴収による納入の徹底を図るため、特別徴収義務のある事業所を「特別徴収義務者」として指定しているところです。(平成30年度より近畿2府4県の全市町村でも一斉に同様の取組が始まります。)

Q2 退職予定の者や、給与の支払いが不定期な従業員も特別徴収しないといけないのですか？

A2

下記の理由に該当する場合であれば、普通徴収として取り扱い致します。「個人住民税の普通徴収への切替理由書」に必要事項を記入のうえ、毎年1月にご提出いただく、給与支払報告書に仕切紙(特別徴収する者/普通徴収の者)として添付いただきますようお願いいたします。

- a. 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- b. 給与の支払いが少なく(93万円以下)、個人住民税を特別徴収しきれない者
- c. 給与の支払いが不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)
- d. 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収される乙欄該当者
- e. 専従者給与を支給されている者(個人事業主のみに該当)

Q3 従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが…。

A3

地方税法では、原則として、所得税の源泉徴収義務のある事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。(地方税法第321条の3、第321条の4等および各市町の税条例の規定)

住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする必要がありませんので、あまり大きな手間はかかりません。

税額の計算は給与支払報告書に基づいて各市町で行い、従業員ごとの住民税額を各市町から通知しますので、その税額を毎月の給料から徴収(引き去り)し、各市町ごとの合算額を翌月の10日までに金融機関を通じて各市町に納めていただくことになります。

なお、従業員が常時10名未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。(納期の特例の承認)

Q4 今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これをする事で何かメリットはあるのですか。

A4

特別徴収をすると、従業員がわざわざ金融機関へ納税に向かう手間を省くことができます。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員(納税義務者)の1回当たりの負担が少なくて済みます。

この制度は、従業員が税金の申告納付に関する煩わしい手続を免れ、所得税の源泉徴収や社会保険、雇用保険と同様に、従業員の雇用環境を向上させることになります。よい雇用環境をつくるのが事業の発展にもつながると御理解をお願いします。

Q5 新たに特別徴収により納税するためには、どのような手続きをすればいいですか。

A5

毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書(総括表)に特別徴収を行う従業員の人数を記載のうえ、給与支払報告書(個人別明細書)と合わせて各市町にご提出ください。5月中旬に各市町から特別徴収税額の通知があります。

Q6 どうして他市町村からは特別徴収義務者として指定されないのですか？

○市では特別徴収、○町では普通徴収とバラバラでは、事務が煩雑になる。

A6

法令で定められているため、本来であれば指定しなければならないことです。

他市町村で指定されていない場合は、指定が漏れている可能性があるため該当する市町村へお問い合わせください。申出いただければ特別徴収にさせていただきます。

<p>Q7 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが？</p>
<p>A7</p> <p>法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員の方が個々に徴収区分を選択することは認められていません。 従業員の方から、どういう事情かお聞きになっていれば、教えてください。 (普通徴収のまま従業員の方が住民税を滞納されると、給与の差押等をさせていただくことになり、貴社(貴事業所)にお手数をおかけする可能性があります。)</p>
<p>Q8 パートや非常勤職員でも特別徴収しなければなりませんか。</p>
<p>A8</p> <p>パートや非常勤職員でも、所得税の源泉徴収義務があり、4月1日現在で在職されている方はすべて特別徴収の対象となります。しかし、5月末日までに退職する予定がある方は、はじめから普通徴収にすることができますので、普通徴収への切替理由書を提出してください。</p>
<p>Q9 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですが、どうしたらいいですか？ 特別徴収を放棄したり、滞納した場合はどうなりますか？</p>
<p>A9</p> <p>事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、事業資金等に使用することは認められません。必ず市町に納入してください。督促状発付から10日経過しても納入されない場合は、財産調査をし、財産の差押処分を行うこととなります。また不正に事業資金等に使用し、納入しない場合は、脱税の罪に問われることもありますので、ご注意ください。(地方税法324条第3項) また従業員が住民税の納税証明書の交付を受けられなくなります。</p>
<p>Q10 特別徴収させられるなら、〇〇市の従業員には辞めてもらうしかありません。また今後、雇うことはできません。</p>
<p>A10</p> <p>特別徴収事務を理由に従業員を解雇することは労働契約法第16条の規定により無効とされます。また今後雇用しないといわれても普通徴収にすることはできません。</p> <p>【参考】労働契約法 第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したものと見て、無効とする。</p>
<p>Q11 滞納があるから指定するのですか？住民税を集めるのは市の仕事なのに、事業所に徴収させることは押し付けではありませんか？</p>
<p>A11</p> <p>特別徴収の指定は現年度の課税であり、滞納の有無は全く関係ありません。 地方税法321条の4により「所得税を徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない」と規定されています。よって特別徴収義務者を介して住民税を集めることが市の仕事です。</p>
<p>Q12 特別徴収の口座振替はできませんか？</p>
<p>A12</p> <p>申し訳ございません、当市では特別徴収の口座振替については対応しておりません。お近くの金融機関等での納付となりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>
<p>Q13 eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合はどのようにすればよいですか？</p>
<p>A13</p> <p>eLTAXにて給与支払報告書の提出をする場合、普通徴収となる従業員は、普通徴収対象者欄にチェックをしたうえで、切替理由書に表記されている略号(a～e)を摘要欄に記入してご提出ください。記入がない場合、特別徴収として取り扱うこととなりますので、ご注意ください。なお、作成ソフト等の都合で摘要欄に記入できない場合はご相談ください。</p>